四　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導（介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。第十七条第一号リ及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

五　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。第十七条第一号リ及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

六　（略）

七　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護（介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。第十七条第一号リ及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

八～十　（略）

（法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ・ニ　（略）

ホ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～チ　（略）

（削る）

（削る）

リ　（略）

（削る）

二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ　（略）

ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ホ～ト　（略）

（削る）

チ　（略）

（削る）

リ　（略）

（削る）

四　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導（介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。第十七条第一号ル及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

五　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

六　（略）

七　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護（介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。第十七条第一号ル及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

八～十　（略）

（法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ・ニ　（略）

ホ　当該事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～チ　（略）

リ　当該事業に係る資産の状況

ヌ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル　（略）

ヲ　役員の氏名、生年月日及び住所

二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ　（略）

ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ～ト　（略）

チ　当該事業に係る資産の状況

リ　（略）

ヌ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル　（略）

ヲ　役員の氏名、生年月日及び住所